

令和5年度身体障がい者等の軽自動車税（種別割）減免制度について

◆減免の趣旨

身体障害者手帳等を有している本人（精神障がい者又は18才未満の身体障がい者と生計を一にする家族を含みます。）が所有し、通院・通学などのために使用する軽自動車等については、申請により障がいの程度に応じて身体障がい者等1人につき1台に限り軽自動車税の減免を受けることができます。

◆減免申請期間

令和5年5月24日(水)までに必要書類をご持参のうえ、市役所税務課に来庁してください。

※納税通知書は5月初旬に郵送しますので支払わずにご持参ください。

※西合志総合窓口課、須屋支所、泉ヶ丘支所では受付できません。

※普通自動車税の減免を受ける方は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることができません。

◆減免の対象となる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、下記の表にあてはまる方です。ただし、手帳に記載された障がい名が2つ以上の場合は、各々、障がいの程度について等級(程度)が認定されますので、あてはまらない場合もあります。詳細についてはお問い合わせください。

障がいの区分		障がいの程度		
		○身体障がい者等が自ら運転する場合 (本人運転)	○身体障がい者等のために生計を一にする者が運転する場合(家族運転) ○身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する者が運転する場合(常時介護者運転(注2))	
身体 障害者 手帳	視覚障害	1級～3級及び4級の1	1級～3級及び4級の1	
	聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		
	上肢不自由(注1)	1級、2級の1及び2級の2	1級、2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
		移動機能	1級～6級	1級～3級(1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
	肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	1級～3級	1級～3級	
療育手帳	A1、A2			
精神障害者保健福祉手帳	1級			

(注1) 上肢不自由2級の1・・・両上肢の機能の著しい障がい
2級の2・・・両上肢のすべての指を欠くもの

(注2) 単身で生活する障がい者又は障がい者のみで構成される世帯で専ら障がい者のために、通学、通院、通所、又は生業のために日常的に(週3日以上)常時介護する者が運転

障がいの区分		障がいの程度		
		本人運転	家族運転・常時介護者運転	
戦傷病者手帳	視覚障害	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	聴覚障害	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	平衡機能障害	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	音声機能障害	特項、1項及び2項(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		
	上肢不自由(注1)	特項及び1項～3項	特項及び1項～3項	
	下肢不自由	特項及び1項～6項、1款～3款	特項及び1項～3項	
	体幹不自由	特項及び1項～6項、1款～3款	特項及び1項～4項	
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓機能障害	特項及び1項～3項	特項及び1項～3項	
新款	1款症	2款症	3款症	戦傷病者手帳が、旧項・旧款で障がいの程度が記載されている場合は左の図により新款として判定されます。
旧項・旧款	7項症	1款症	2款症	

◆減免の対象となる軽自動車等

◎その1(障がい者の方が所有する軽自動車等)

軽自動車の所有(取得)者	運転者	使用の目的	減免申請に必要な書類等	軽自動車の種類	減免台数
障がい者の方に限る ただし、家族運転で、身体障がい者が年齢18歳未満の場合、知的障がい者の場合又は精神障がい者の場合は生計を一にする者が所有(取得)する軽自動車等を含む。	障がい者本人	特に問わない	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳、車検証、運転免許証	車検証に自家用と記載されているもの	障がい者1人につき自動車(普通/小型)、軽自動車等のうち1台のみ
	障がい者と生計を一にする者(同居)(注4)	障がい者の ●通学 ●通院 ●通所 ●生業 の用に供されるもの	上記に加え ●通学のとき…通学証明書 ●通院のとき…通院証明書 ●通所のとき…通所証明書 ●生業のとき…就労証明書等		
	障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者		障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者が運転する場合は、常時介護証明書も必要です。(注3)		

(注3) 専ら当該身体障がい者等の方のために、通学、通院、通所又は生業のために日常的に(週3日以上)常時介護する方が運転する軽自動車等(福祉事務所等の証明が必要になります。)

(注4) 勤務、就学、療養等の都合上、日常の起居を共にしない場合であっても、生活費、就学資金、療養費等を送金する、又は勤務、就学等の余暇には起居を共にすることを常例として障がい者と生計を一にしている場合、上記に加えて生計同一証明書も必要になります。

◎その2(障がい者のために特別の仕様がされた軽自動車等)

軽自動車等の利用目的	軽自動車等の構造・種類	軽自動車等の所有(取得)者	運転者	減免申請に必要な書類等
構造上身体障がい者等の専用車(特殊用途自動車(8ナンバー))及び構造上身体障がい者等が利用する軽自動車等(8ナンバー以外のもの)	●特別な仕様がなされた軽自動車に限る(注4) ●自家用・事業用は問わない	特に問わない	特に問わない	●車検証 ●車の写真(4枚程度)(前・後のナンバーと車両全体が写っているもの、横、構造変更部分が写っているもの)

(注4)「特別な仕様」とは、車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等をいいます。※サイドリフトアップシートは対象外